広報とよころ

# 義援金を支払った場合の税務上の取扱い (個人の場合)

- ◆ 個人の方が、熊本地震により被害を受けられた方を支援するために支払った次の ①~③の義援金(寄附金)は、寄附金控除の対象となります。
  - なお、この義援金は、ふるさと納税に該当するため、個人住民税の寄附金税額控 除の対象となります。
- ◎ ふるさと納税に関する詳しい情報は、十勝池田税務署又は役場住民課の窓口にお尋ねください。
- ① 地方公共団体に対する義援金(国が募集する義援金を含みます)
- ② 熊本県下や大分県下の災害対策本部に対する義援金
- ③ 募金団体を通じて、被災地の地方公共団体に支払われることが明らかな義援金 (詳しくは、募金団体にご確認ください)
- (注)上記①~③以外の義援金(寄附金)であっても、募金団体が財務大臣から指定を受けている場合など、一定の要件を満たしていれば、寄附金控除の対象となる場合があります(詳しくは、募金団体にご確認ください)
- ◎ 個人が支出した寄附金の控除について、さらに詳しくお知りになりたいときは、国税庁ホームページ掲載の「暮らしの税情報『寄附金を支出したとき』」をご覧ください。

【http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04\_3.htm】 (ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き>パンフレット「暮らしの税情報」>寄附金を支出したとき)

### ◆ 寄附金控除の計算式

(その年中に支出した寄附金の合計額(※1)) - 2千円 = 寄附金控除額 ※1 所得金額の40%相当額が限度となります。



#### ◆ 寄附金控除の適用を受けるための手続

寄附金控除の適用を受けるためには、これらの控除に関する事項を記載した所得税の確定申告書を提出する 必要があります。

なお、確定申告の際には、寄附金を支払ったことが確認できる書類(注2)を確定申告書に添付するか、確 定申告書を提出する際に提示する必要があります。

- ※2 「寄附金を支払ったことが確認できる書類」は、次のいずれかの書類です。
- ① 地方公共団体の災害対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領証
- ② 募金団体の預り証
- ③ 金融機関等で支払った場合の振込票等の控え (その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限ります)
- (注)上記③の場合は、募金要綱、募金趣意書、募金団体のホームページの写しなど、振込口座が義援金の 受付専用口座であることが分かる資料も併せて必要になります。

問合せ先 +勝池田税務署 ☎ (572) 2171

## 所得税及び復興特別所得税の 予定納税(第1期分)の納税をお忘れなく

### 所得税及び復興特別所得税の予定納税(第1期分)

納付期間

平成28年7月1日~8月1日

※土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

#### 予定納税とは

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告等に基づき計算した予定 納税基準額が15万円以上である場合に、原則、その1/3相当額をそれぞれ 7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めていただく制度があります。こ の制度を「予定納税」といいます。

(注) 平成28年分の予定納税基準額については、復興特別所得税相当額を 含めて計算しています。

#### 納付する税額

予定納税が必要な方には、6月中旬に池田税務署から「平成28年分所得 税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書 の第1期分の金額が納付する税額です。

また、予定納税額の計算の詳細は、「予定納税額の通知書」に記載されています。

### 予定納税の 減額申請

廃業、休業又は業況不振などの理由により、平成28年6月30日(木)の現況で、平成28年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます。

(注) 平成28年分の申告納税見積額については、復興特別所得税相当額を 含めて計算します。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成28年7月15日(金) までに「予定納税額の減額申請書(※)」を池田税務署に提出してください。なお、池田税務署では、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

※ 「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページに掲載しているほか、税務署窓口でも用意しています。

## 予定納税額の 納付

振替納税を利用 している方	納期限(平成28年8月1日(月))に指定の金融
	機関の口座から自動的に納付されます。納期限前日ま
	でに口座の残高をご確認ください。
上記以外の方	納期限までに金融機関又は池田税務署の窓口で納付
	してください。
	第1期分の納付税額が30万円以下の場合には、送
	付したバーコード付納付書を使用して、コンビニエン
	スストアで納付することができます。
	また、インターネットを利用して電子納税をご利
	用いただけますので、手続については、e-Taxホーム
	ページ(www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。

問合せ先 十勝池田

十勝池田税務署 ☎ (572) 2171

(9) 広報とよころ